京都市職員共済組合規程第4号

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程の制定について

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和6年3月15日

京都市職員共済組合 理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程

京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の一部を改正する規程の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「をその内容に含むものをいう。以下同じ。)を利用する者を除く。」を「を利用する者を除く。」に改める。

第18条の2第1項中「第147条」を「第150条」に、「第143条」を「第146条」に、「第159条」を「第162条」に、「第160条」を「第 163条」に、「第161条」を「第164条」に改める。

附則

この規程は、公告の日から施行し、改正後の京都市職員共済組合個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する規程の規定は令和5年4月1日から適用する。

(行財政局人事部厚生課)